

仕 様 書

1 件 名 令和7年度子どもの日用品やおもちゃ等の使用状況に関するネットリサーチ業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日

3 業務実施場所
請負者において行うものとする。

4 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、化学物質の曝露媒体との接触量（曝露係数）のデータ収集、整備を進めている。本業務は、曝露係数のうち、子どもの日用品、文具、デバイス、おもちゃの使用実態の項目について、子どもを対象としたWebアンケートを実施するものである。。

5 業 務 内 容
請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESと十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 質問票インターフェースの作成

請負者は、NIESが提供する調査票（30問程度）に基づき、Webアンケートを行うためのインターフェースの構築を行う。

(2) リクルート

0-12歳の子どもの持つ保護者2400名のリクルートを行う。子どもの年齢群、男女の数が同程度となるように割り付ける。

(3) 参加者への依頼と回答の収集、謝礼の手続き

参加者へのアンケートの提示、回答の収集、参加者への謝礼の支払いを行う。謝礼は、請負者の基準で設定するものとする。アンケート調査は令和8年3月中に行う。

(4) リサーチ結果

請負者は、リサーチ結果をローデータでNIES担当者に提供する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。なお、前契約までの業務実施体制（又は「当研究所で考えている業務実施可能体制」（新規契約の場合））は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

(1) 実施体制及び資格等

- ・プライバシーマークを取得していること
- ・日本マーケティングリサーチ協会（JMRA）の正会員であること
- ・年に1回以上モニターの基本情報の更新、審査を行っていること（悪質モニター等の排除対策も含む）
- ・登録者数が重複なく（単一モニターで）100万人以上いること

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部
- (2) 調査結果データを収録した電子媒体 一式
- (3) 分析結果を収録した電子媒体 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、

代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。